

志木市市民協働のまちづくり推進指針

～みんなで手をつないで住みよいまちづくりを進めましょう～

概要版

i 市民協働のあり方について

◆指針の策定にあたって

この指針は、さまざまな立場の主体が市民協働を円滑に実施するために協働の仕組や基本的なルールを示したものです。

◆協働とは…

「協働」とは、さまざまな主体が対等な立場に立って、相互の役割と責任を果たし、地域の課題を解決していくことであり、それらの活動をとおして、住みよいまちづくりに貢献し、地域コミュニティを形成することが協働を推進する最も重要な目標です。

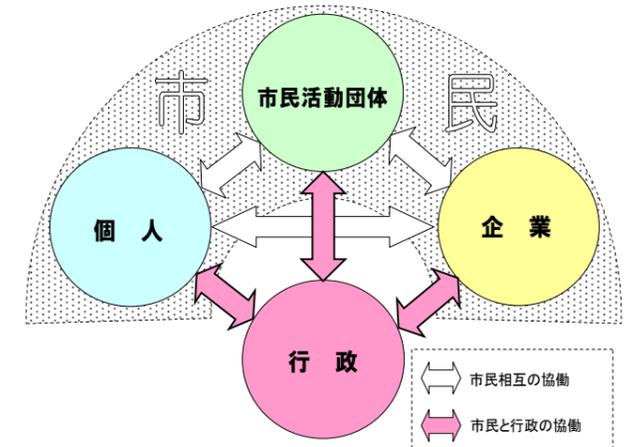
★市民相互の協働

市民と市民が相互に連携し、お互いの特性を活かし、地域性や立場の違いを越えて行動することです。お互いの得意分野で力を発揮することで効果的な事業を行うことができます。

★市民と行政の協働

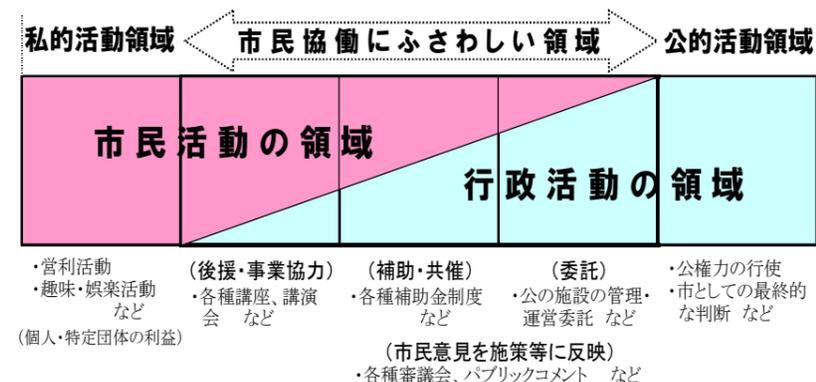
市民と行政が、対等な立場で役割と責任を分担し、相互の特性を活かし、課題を解決するものです。市民の経験や専門的知識を活かし、地域ニーズに即したよりきめ細かい公共サービスを提供することができます。

この指針では、行政が果たすべき役割について明らかにするため、主として「市民と行政との協働」に的を絞って記述しています。



◆市民協働の領域

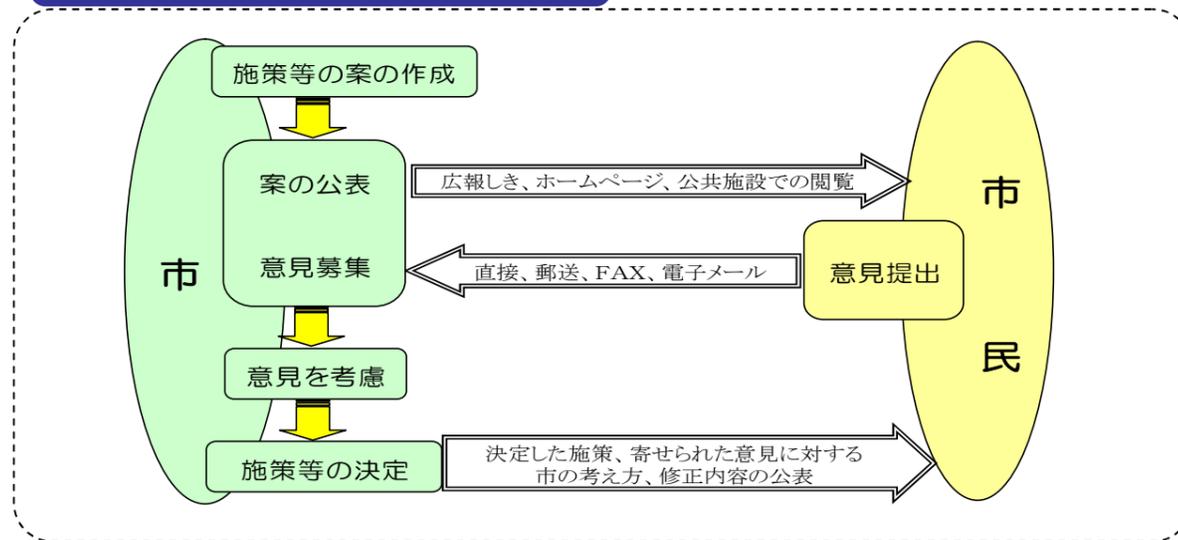
市民と行政が役割と責任を分担して行うことが望ましいと思われる「公益的」な活動領域が、市民協働にふさわしい領域と考えています。



◆なぜ協働が必要なのか

市民は自らが住み、暮らす地域の課題に対して主体的に提案、決定し行動する「住民自治」の原点に立ち返ることが望まれています。また行政は、市民だけでは対応できない部分を補完することが求められています。

パブリック・コメント制度のイメージ



◆制度の確立に向けて

今後、パブリック・コメント制度の確立に向けて研究し、早い時期に条例等により制度化する必要があります。

iv 新たな市民協働について

◆新たな一歩を踏み出すためには

☆新しい市民協働の推進

「協働の3原則」に基づいてそのパートナーシップを深めながら、まちづくりの輪を広げることを共通目的に掲げ、市民と行政が新たな役割を担う必要があります。協働する市民は、公共サービスの提供者や企画提案者になることにより、行政と対等な立場でまちづくりをすることができます。一方、協働する行政は、職員一人ひとりの意識改革と情報の共有、人材の育成など市民へのサポートに努め、まちづくり推進のための総合的なコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

☆地域協働の推進

地域の身近な課題を解決するためには、行政が提供する画一化したサービスよりも、町内会等地域のさまざまな主体が協働することで、地域ニーズに即したより効果的な解決策の提案・実行が期待されます。こうした、「自分たちの地域は、自分たちの手で良くする」という地域協働を進めていくことが必要です。また、課題によって複数の地域が連携して取り組むことも必要です。

◆新しいまちづくりへ

市民協働のルールづくり

市民主体の協働をさらに効果的に推進するために、さまざまな主体や形態による幅広い協働を実現するための新しいルールづくりが必要と考えます。

市民協働の活性化

市民協働を推進するためには、担い手となる市民の活動が活発になることが必要です。市民活動や団体を支援・育成する施策の整備が必要と考えます。

定着化のために

市民協働が持続可能な自治体運営の手法として定着するためには、市民や議会、行政が協働についての共通認識を持つための基本理念やルールを、条例等により整備する必要があります。

◆協働の3原則

自主・自立・対等の原則

協働するパートナー同士は、自主性を尊重し自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、対等な横の関係にありながらお互いの足りないところを補い合い、それぞれの独自性、専門性を高める。

相互理解・目的共有の原則

協働するパートナー同士は、活動の成果を上げるためにお互いの立場や特性を十分に理解し、協働の目的や役割、活動に必要な情報を共有し信頼関係を築く。

公正・公平・公開の原則

協働するパートナーの選定や活動に対する評価において公正・公平な判断を行い、協働の取り組みが、だれにでも理解を得られるよう積極的に情報を公開し、説明責任を果たす。

◆協働に期待される効果

市民のメリット

活動の機会が拡大するとともに、地域ニーズに即したきめ細かい公共サービスを受けることが可能となります。また、活動をとおして住民自治の意識が高まります。

市民活動団体等のメリット

活動の目的や理念が認知され、信頼度が上がることで、活動の強化拡大が図られ、活動基盤が安定します。また、行政に対する理解が進みます。

行政のメリット

行政職員の意識改革につながり、行政財政経費を削減することができ、また、市民ニーズの的確な把握と透明性が確保されます。

ii 協働事業の進め方について

◆「行政主導型の行政運営」から「協働型の行政運営」へ

☆協働にふさわしい主な事業

- ・行政が実施するよりも市民の持つ特性が発揮できる事業
- ・市民の創意と工夫が活かせる事業
- ・行財政的な効果が期待できる事業など

☆市が直接行うべき主な業務

- ・公権力の行使
- ・法令上、行政が実施すべきとされている業務
- ・市としての最終的な判断など

◆協働を進めるための役割

市民（個人）

- ・市民活動・社会貢献活動への参加
- ・地域活動への参加
- ・情報の収集

町内会等地域コミュニティ

- ・地域の中での組織づくり
- ・住民同士の交流
- ・地域の課題解決

NPOや市民活動団体

- ・専門的知識や情報の活用
- ・活動の場の提供
- ・活動の強化拡大

企業

- ・まちづくりへの参画
- ・社会貢献活動のための環境づくり
- ・地域活動・市民活動への支援

行政

- ・情報の提供・共有
- ・人材の育成
- ・職員の協働意識の醸成
- ・協働の啓発

◆協働への実務

★選定の方法

協働事業の実施にあたっては、行政が単独で行うよりも、市民活動団体との連携・協力により、相乗効果が高まる公益的・社会貢献的な事業等を選定するという考え方が基本です。

また公費の投入を伴う協働事業については、明確な基準の下に相手方の選考を行い、協働事業における透明性と公平性を確保する必要があります。

★協働の評価

市民と行政の協働事業が市民に認知され、市民の信頼と支持を確保するためには、協働事業の透明性を高め、その公益性を重視し、効率性・有効性を多面的に評価するための仕組づくりが必要です。

◆協働契約システムの導入

協働事業を行うにあたって、行政と市民活動団体等が取り交わす従来の「委託契約」は、行政が事業主体で、市民活動団体等は事業を実行するものの、事業の権利や主体性が限られていました。

こうした形態を根本的に見直し、市民活動団体等と行政の主体性、権利、責任等、双方が対等な立場となる協働契約の実現を目指し、協働事業の契約において基本となる「協働契約書」の確立について調査、研究します。

◆行政パートナー制度について

制度導入後、一定の成果が得られた一方で、協働の意識や継続性についての課題もありました。

しかし、この間刻々と変化する行政需要や「新しい公共」の考え方、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入等、そのあり方が大きく変化している今日、行政パートナー制度を再検証し、市民サービスのさらなる向上を目的とした見直しを行います。

iii パブリック・コメント制度について

★パブリック・コメント制度とは

市の重要な施策や計画等を策定する場合に、施策等の素案などを公表して市民から意見等を求め、市としての意思決定を行うものです。

★制度の目的

有益な意見等を施策等に反映させるとともに、市の説明責任を果たすことができます。また、市政への市民参画の機会を提供することができます。

◆制度化に向けての検討すべき事項

対象となる事業

市民生活に重大な影響を与える条例、規則、基本計画、宣言等の制定、改廃など

対象となる人

市内在住・在勤者、利害関係者など

提出された意見の取扱い

有益な意見を施策等に反映する、意見に対する市の考え方を公表するなど